

～ 給与勧告の仕組みと本年の勧告について ～

令和3年10月
長崎県人事委員会

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の仕組みと手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との比較
- 5 本年の給与改定について
- 6 最近の給与勧告の状況(行政職)
- 7 最近の給与水準(行政職)

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっている職員は、下表のとおりです。

区分 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	令和2年 4月	令和3年 4月	増 減	令和2年 4月	令和3年 4月	増 減
行政職	4,266	4,232	△ 34	42.4	42.2	△ 0.2
公安職	3,059	3,056	△ 3	38.1	38.0	△ 0.1
海事職	80	79	△ 1	45.0	45.3	0.3
教育職(二)	3,212	3,190	△ 22	44.6	44.5	△ 0.1
教育職(三)	7,528	7,432	△ 96	45.4	45.0	△ 0.4
研究職	181	177	△ 4	43.0	43.0	0.0
医療職(一)	23	24	1	46.3	47.5	1.2
医療職(二)	234	235	1	43.2	43.2	0.0
医療職(三)	121	126	5	43.4	43.0	△ 0.4
計	18,704	18,551	△ 153	43.3	43.1	△ 0.2

※ この表には再任用職員は含まない。

2 給与勧告の仕組みと手順

人事院の給与勧告と同じ仕組み

- ・公務員と民間の給与及びボーナスを調査した上で、精密に比較し、勧告を実施
- ・民間給与の調査(全国共通)は人事院との共同調査。比較の方法は人事院と同じ

民間給与の調査

※全国共通、人事院と共同調査

企業規模及び事業所規模が正社員50人以上の県内民間事業所376事業所のうちから人事院が層化無作為抽出法により144事業所を抽出

県職員給与実態調査

(個人別給与4月分)

行政職、公安職、教育職等を調査

事業所別調査

給与改定や諸手当の支給状況

賞与等の特別給の支給状況
(令和2年8月から
令和3年7月まで)

県職員の年間支給月数と比較

従業員別調査

事務・技術関係従業員の4月分実支給額
(工員等の職種は調査の対象外)

民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
(ラスパイレス方式による公民給与較差の算出)

情勢適応の原則
均衡の原則

※ ラスパイレス方式

役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士の給与を比較

給料表・手当の改定等の内容検討・決定

人事委員会報告・勧告

県議会

(改正給与条例の審議・決定)

給与条例等改正議案提出

県知事

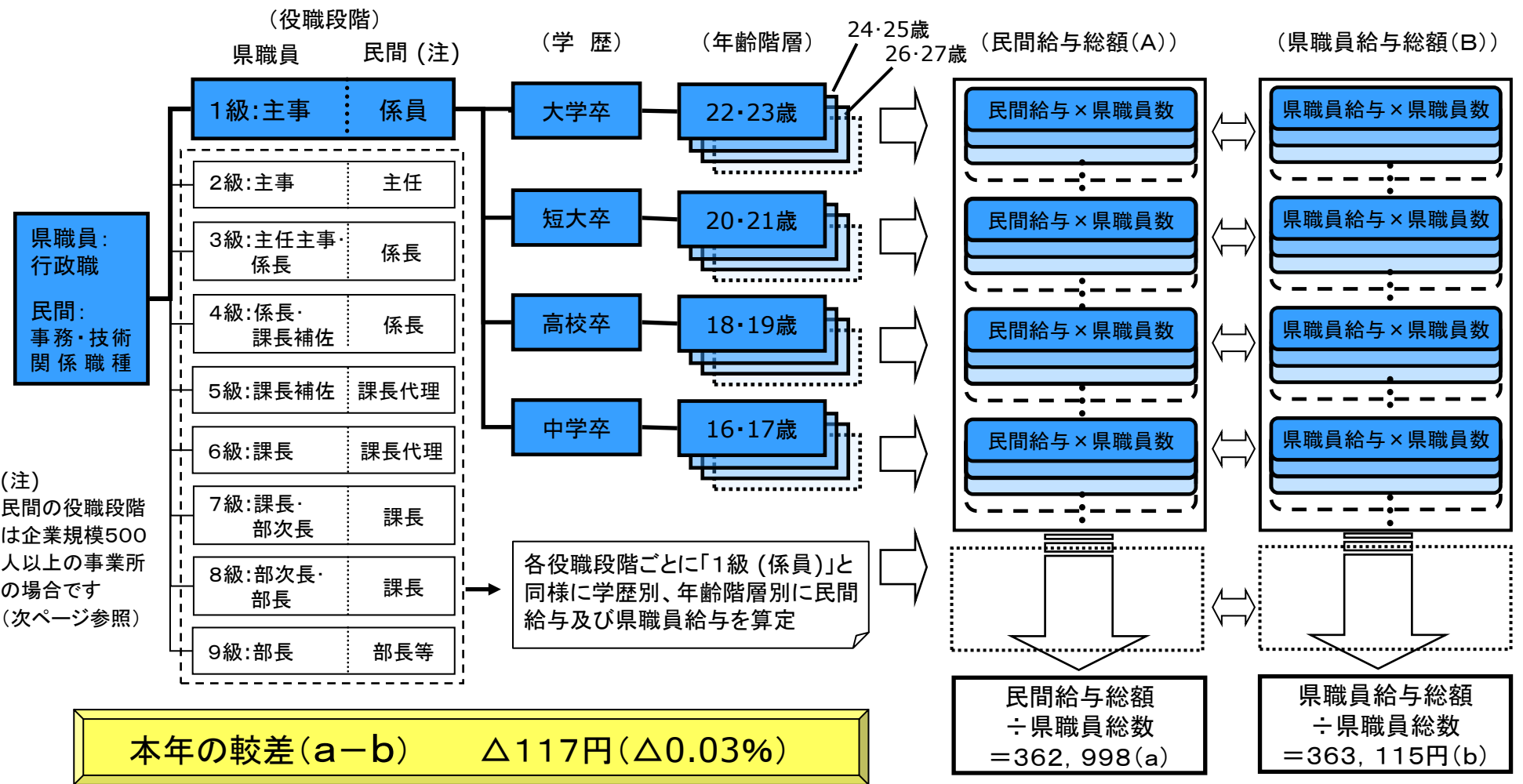
(勧告の取扱い決定)

人事院の給与勧告
他都道府県等の動向

3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(参考) 公民給与の比較における対応関係

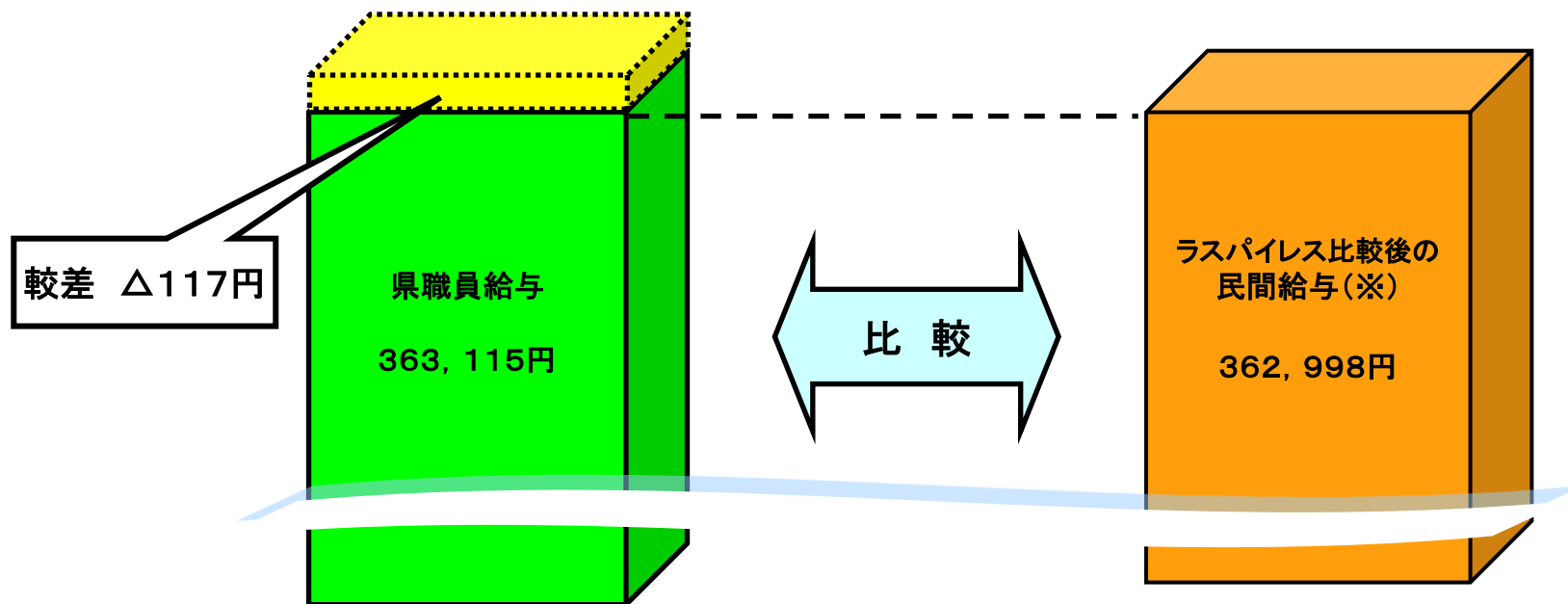
行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長	
7級			支店長、工場長、部長、部次長
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 民間給与との比較

月例給

県職員の給与は民間給与を117円上回っていました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(P4参照)により算出した民間給与額。

～県職員の人員構成(役職段階、学歴、年齢階層)と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

特別給(ボーナス)

県職員の支給月数(4.45月)は民間の支給割合(4.31月)を上回っていました。

5 本年の給与改定について

1. 月例給

- ・民間給与との較差 $\Delta 117$ 円 ($\Delta 0.03\%$)
- ・民間給与との較差が小さいことから、月例給(給料表・諸手当)の改定を行わない。

2. 期末・勤勉手当(ボーナス)

①改定の内容

年間の支給月数を現行の4.45月分から、0.15月分引き下げて4.30月分に改定

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275 月(支給済み)	1.125 月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95 月(支給済み)	0.95 月(改定なし)
令和4年度	期末手当	1.20 月	1.20 月
以降	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

②実施時期

この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)

ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和4年4月1日から実施

6 最近の給与勧告の状況(行政職)

本県の平成18年から本年までの給与勧告の状況は下表のとおりです。

	月例給		特別給(ボーナス)		年間給与	
	改定額	改定率	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	率
平成18年	—	—	4. 45月	—	—	—
平成19年	696円	0. 17%	4. 50月	0. 05月	25千円	0. 4%
平成20年	—	—	4. 50月	—	—	—
平成21年	△978円	△0. 25%	4. 15月	△0. 35月	△157千円	△2. 4%
平成22年	△975円	△0. 25%	3. 95月	△0. 20月	△98千円	△1. 6%
平成23年	△1, 745円	△0. 46%	3. 95月	—	△33千円	△0. 5%
平成24年	—	—	3. 95月	—	—	—
平成25年	—	—	3. 95月	—	—	—
平成26年	863円	0. 23%	4. 10月	0. 15月	70千円	1. 2%
平成27年	787円	0. 21%	4. 20月	0. 10月	49千円	0. 8%
平成28年	520円	0. 14%	4. 30月	0. 10月	45千円	0. 8%
平成29年	489円	0. 13%	4. 40月	0. 10月	45千円	0. 8%
平成30年	620円	0. 17%	4. 45月	0. 05月	29千円	0. 5%
令和元年	417円	0. 12%	4. 50月	0. 05月	25千円	0. 4%
令和2年	—	—	4. 45月	△0. 05月	△19千円	△0. 3%
令和3年	—	—	4. 30月	△0. 15月	△55千円	△0. 9%

7 最近の給与水準(行政職)

本県の平成18年から本年までの給与水準については下表のとおりです。

	平均年齢	年間給与額				ラスパイレス指数 【給料の月額 国=100】	参考値
		改定前	改定後	改定額	改定率		
平成18年	42.6歳	6,678千円	6,678千円	—	—	101.5	—
平成19年	42.9歳	6,626千円	6,651千円	25千円	0.4%	101.6	—
平成20年	42.9歳	6,587千円	6,587千円	—	—	101.7	—
平成21年	43.1歳	6,514千円	6,357千円	△157千円	△2.4%	101.2	—
平成22年	43.1歳	6,293千円	6,195千円	△98千円	△1.6%	101.0	—
平成23年	43.1歳	6,136千円	6,103千円	△33千円	△0.5%	100.7	—
平成24年	43.0歳	6,031千円	6,031千円	—	—	108.0	99.8
平成25年	42.9歳	5,975千円	5,975千円	—	—	107.3	99.2
平成26年	43.0歳	5,960千円	6,030千円	70千円	1.2%	98.9	—
平成27年	42.8歳	5,958千円	6,007千円	49千円	0.8%	98.1	—
平成28年	42.5歳	5,935千円	5,980千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成29年	42.4歳	5,938千円	5,983千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成30年	42.3歳	5,956千円	5,985千円	29千円	0.5%	98.2	—
令和元年	42.2歳	5,975千円	6,000千円	25千円	0.4%	98.2	—
令和2年	42.4歳	6,003千円	5,984千円	△19千円	△0.3%	98.2	—
令和3年	42.2歳	5,953千円	5,898千円	△55千円	△0.9%	—	—

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。